

施策番号

施策名

08

一人ひとりが尊重される地域社会の構築

現状

戦争の悲惨さを風化させないためにも、平和の大切さ、尊さを次の世代へ継承していくことが求められています。

誰もが心豊かに暮らすためには、人権尊重の認識や権利擁護の意識が広く浸透し、さまざまな差別や偏見がなくなることが必要です。

男女共同参画社会については、啓発活動などにより理解が進んでいるものの性別による固定的役割分担意識は依然として社会のあらゆる分野で根強く残っています。

仕事や家庭、地域等へのかかわりが多様化する中で、誰もが仕事と仕事以外の生活のそれぞれの分野にバランスよく携われることが必要です。

暴力は性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力(DV)の根絶に向け、正しい理解を深めていくことが求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員としてあらゆることに参加でき、平和に安心して暮らしています。</p>	<p>男女による不平等感の解消をはじめ、一人ひとりの人権が尊重されることにより、地域や社会に参加する機会も保障され、社会の一員として活動している姿が提案されています。</p> <p>平和の尊さ及び人命の尊さを学ぶことにより人権に対する意識が向上し、市民が平和で安心して暮らしている姿が提案されています。</p>	<p>！ 該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-11-5 (1) 子育て家庭における<u>児童虐待</u>や家庭内暴力などが起きないための支援がある社会</p> <p>2-12-5 (1) どのような状態になっても<u>自分らしくいきいきと暮らし続けられる社会の実現</u></p> <p>2-17-5 (1) 男女双方の視点で制度の見直しが不断に行われる環境</p> <p>(2) <u>男女が平等に</u>自らの能力を活かせる社会の実現</p> <p>(3) <u>ワークライフバランス</u>を実現できる環境とそのための支援</p> <p>(4) 男女が共に自立し尊重される社会の実現</p> <p>2-18-5 (1) <u>外国人が安心して生活できる状況がある</u></p>	
	<p><u>一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員としてあらゆることに参加でき、...</u></p> <p><u>平和に安心して暮らしています。...</u></p>		<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-12-5 (4) 戦争の脅威にさらされず、安全で<u>平和な社会の実現</u></p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 平和・人権意識の醸成	世界連邦平和都市宣言及び八王子市非核平和都市宣言に基づき、恒久平和の大切さ、尊さを次世代へ継承していくための取り組みをおこないます。	ア．戦争の脅威にさらされない平和な社会の実現 イ．戦争や平和について学ぶ機会の充実	戦争や原子力の脅威にさらされず、市民が安全で平和な社会に暮らしている。【2-12-5-(4)】 戦争体験者の講和などの機会の確保、充実。【3-4-6-(3)】	
	基本的人権の意識の普及を図るための啓発活動をすすめます。			
(2) 誰もが平等に暮らせる社会の推進	<u>誰もが互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持って</u> ともに安心して暮らすことができるよう <u>啓発活動</u> をすすめます。	ア．困っている人を思いやる心の育成	高齢者や障害者が地域の中で家族と暮らし続けていくためのさらなる工夫が必要である。【2-12-6-(1)】 障害者に対する偏見や、グループホーム建設時の周辺住民への反対や建築確認などの手続きの難しさを解消していく必要がある【2-12-6-(5)】 外国人市民の精神的負担を減らす必要がある【2-18-6-(4)】 高齢者、障害者、子どもなどの移動について、ハード面のみならず、ソフト面でも支援するしくみが必要である。【4-3-6】	
	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人が地域で安心して生活するための地域福祉権利擁護事業などの利用を促進します。			
(3) 男女共同参画社会の推進	男女が互いに尊重しあい、ともに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の推進に向け、啓発活動を積極的におこなうとともに、あらゆる分野において男女が参画しやすい環境づくりをすすめます。	ア．男女共同参画に対する意識の向上 イ．女性の就業環境の改善 ウ．女性の社会参画の推進	男女共同参画を阻む慣行や差別打破のために、市民、市民活動団体や行政などが一体となって継続的に意識改革に取り組む必要がある。【2-17-6-(1)】 行政機関で積極的に女性を登用し、民間の就業意識をもっと牽引していく必要がある。【2-17-6-(3)】 女性が行政機関で政策や制度の計画立案の段階からもっと参画していく必要がある。【2-17-6-(4)】	
	男女がともに多様な生き方を選択でき、仕事も生活も充実できるよう「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」の実現に向けた取り組みを行います。	ア．ワークライフバランスの推進	ワークライフバランスについての理解が浸透し、仕事、家庭、地域との関わり方の再考が共通課題として認識されている必要がある。【2-17-6-(2)】	
	配偶者等からの暴力(DV)について、社会的な理解を深めるとともに、関係機関との連携を強化することで適切に被害者を支援します。			

現状

日常生活における悩みが多様化・複雑化しているため、専門機関と連携したスムーズな解決を図るための取組みが必要です。
 景気の低迷や雇用情勢の悪化などにより、経済的な困難を抱えている市民に対し、生活の安定や回復、住まいの確保などについての相談支援の充実が求められています。
 IT化の推進で情報の取得方法や発信方法が複雑化し、高齢者や障害者などが容易に情報を活用したり発信するのが困難な状況となっています。
 消費生活センターでは消費生活の向上に向けた取り組みを行っていますが、商品・サービスの取引形態がますます複雑化・多様化する中で、消費者の知識や認識などが追いつかず、悪質商法などの内容も悪質巧妙化し被害に遭うリスクが高まっています。
 外国人市民の中には日本語によるコミュニケーションがうまくいかないことや生活習慣の違い、周囲の配慮不足などにより、日常生活に困難を感じている市民がいます。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】 消費生活、法律、福祉などの市民の日常生活における相談体制や支援が充実し、誰にでも分かりやすい情報が適切に提供され、誰もが安心して暮らしています。</p>	<p>！市民が困ったときに気軽に相談できる体制が構築され、また、誰もが、必要とする情報を地域の人やIT機器などから容易に得ることができる社会の実現が提案されています。</p> <p>相談や情報入手から、共助や公助の支援による具体的な支援に結びつくことにより、市民が安心して暮らしている姿が提案されています。また、市内に住む外国人も必要な支援を受けられる体制が構築されていることにより、安心して暮らせる環境が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-3-5 (1) <u>必要な時に情報を入手し、困ったときに相談できる環境</u> 2-3-5 (2) 情報に詳しい人材が各地域で活躍するしくみ 2-11-5 (4) 情報機器を誰もが使いこなし、正しく活用できる環境 2-13-5 (1) 行政と市民における情報の共有性の向上 (2) 地域における情報共有体制の構築 2-14-5 (1) 対象者や内容を限定しない総合相談機関の設置 (2) 総合相談機関と専門相談機関の連携強化 (3) 人が集う場への総合相談機関の設置 2-18-5 (7) <u>医療保険制度、医療情報等の外国人市民へのわかりやすい情報提供</u> 2-24-5 (2) 相談対応や啓発の強化による消費者トラブルの減少 2-24-5 (3) 必要な人に伝わる消費生活に関する情報提供の強化 2-25-5 (1) 安心して相談できる窓口の設置</p>	
	<p><u>消費生活、法律、福祉などの市民の日常生活における相談体制</u></p> <p><u>誰にでも分かりやすい情報が適切に提供され...</u></p> <p><u>支援が充実し</u></p> <p><u>誰もが安心して暮らしています。...</u></p>		<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-4-5 (1) 外国人市民への適切な支援による地域住民との交流の活性化 (2) 外国籍の児童・生徒の日本語等教育環境の整備 (3) 外国人市民と地域住民のコミュニケーション支援 (7) 八王子国際協会と関係機関の協力体制の構築 2-18-5 (1) <u>外国人が安心して働き、生活できる環境</u> (2) 外国人市民に対する就業支援の充実 (3) 関係機関の連携による外国人市民の就業環境の整備 (4) 留学生に対する就業支援の推進 (5) 外国人就労者を雇用する事業者による日本語教育の推進 (6) 医療通訳をいつでも派遣できる環境の整備 (8) 医療通訳ボランティアと医師会等の協働体制の整備 2-19-5 (1) 自分たちで問題解決できる家庭・地域の増加 (4) 墓参りをすることによる命の大切さを認識する機会の充実 (5) 市民が近くにお墓を持つための霊園の充実 (6) 安価に公営霊園が入手できる環境 2-24-5 (1) <u>安全・安心な消費生活を営める環境</u></p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 暮らしの相談・支援の充実	専門機関と連携し、日常生活における問題やトラブル等について身近で相談できる体制や支援の充実を図ります。	ア．相談機関の確保・充実 イ．相談機関のネットワーク化 ウ．市の相談体制の改善 エ．総合相談窓口の設置	相談機関の担い手を行政の他に各事業者や地域から確保する必要がある。 【2-14-6-(1)】 点在する相談機関を効率的につなぐしくみが必要である。【2-14-6-(3)】 市民が安心して生活できる地域社会づくりに向けて、市民が抱える生活問題を解消するため、市の各所管は、1つ1つの課題に取り組むとともに、市民が安心して相談に足を運び、市のきめ細やかな相談と対応による問題解決がなされるよう、広聴広報室の権限拡大を実施するとともに、付き添いの相談員が常駐する総合相談110番窓口を置く必要がある。【2-25-6-(1)】	
	関係機関との連携を強化し、低所得者などに対する生活安定のための相談体制や支援の充実を図ります。	ア．複雑な生活問題を抱えた市民の相談に対応できる体制の構築	総合相談110番窓口を円滑に運用する、市民の納得のもとで生活支援制度(*)が有効に活用されるよう、生活安全部と総合相談110番窓口の連携強化をおこなう必要がある。【2-25-6-(3)】 *)生活支援制度...国民健康保険、介護保険など	
	市営斎場、霊園について、適切な管理運営をおこないます。	ア．墓地の維持管理に関する啓発の推進 イ．身近な場所で墓を持てる環境の整備 ウ．安価な金額で入手できる霊園の整備	霊園募集時だけでなく継続的な追加募集や維持管理などについてのPRも必要である。【2-19-6-(4)】 墓の承継者不足をなくすためには、身近な場所で墓の確保ができることも必要である。【2-19-6-(5)】 手ごろな金額で安心して入手できる霊園を整備するには、合葬式の霊園を普及させることも必要である。【2-19-6-(6)】	
	低所得者向けの賃貸住宅である市営住宅の修繕や建て替えを計画的にすすめ、適切な管理運営をおこないます。			

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(2) 誰にでも分かりやすい情報提供	高齢者や障害者などに配慮しながら、誰にでも等しく分かりやすい情報を適切に提供します。	<p>ア．誰でも必要とする情報を入手できる環境や拠点の整備</p> <p>イ．情報や人をコーディネートする人材の育成</p> <p>ウ．情報共有の重要性についての啓発の推進</p>	<p>情報ネットワークが分野ごとに分断されておらず、誰にでも利用できる形で集約されていることが必要である。【2-3-6-(1)】</p> <p>幅広い情報をワンストップで提供する拠点が整備されていることが必要である。【2-3-6-(2)】</p> <p>情報を横断的に提供したり、人とひと、人と機会を結びつける窓口となる人材(キーパーソン)が必要である。【2-3-6-(3)】</p> <p>情報取得の格差是正と、あわせてその格差にかかわらず、必要情報が市民に公平に行きわたり、誰もがその情報をもとに必要な行政サービスをもれなく受けることが必要である。【2-13-6-(1)】</p> <p>市民と行政、また地域での情報共有は、平時は市民生活の質の維持向上、災害時は命綱になるという意識をもっと市民自身と行政側に根付かせる必要がある。【2-13-6-(2)】</p>	
(3) 安全・安心な消費生活の推進	さまざまな機関と連携し、消費者教育の機会や消費に関する有益な情報を提供し、自立した消費者となるよう支援します。	<p>ア．消費生活相談窓口の機能強化</p> <p>イ．相談機関と関係機関の連携強化(*)</p> <p>*)不特定多数に向けた情報提供では真に情報を必要とする人に行き届きづらくなるため、学校や企業等の関係機関の協力を得て、効果的な情報提供をおこなう必要がある。</p>	<p>消費者庁と国民生活センターの一本化が円滑に実施されるかは不透明だが、身近な窓口として市の機関機能強化が必要である。【2-24-6-(1)】</p> <p>八王子市消費生活センターをはじめとした行政と民間企業・学校との連携強化が必要である。【2-24-6-(3)】</p>	
	被害の防止・予防のため、市民や事業者に対し啓発を行います。	<p>ア．消費生活相談窓口の機能強化</p> <p>イ．消費者トラブルを事前に予防するための教育・啓発活動の強化</p>	<p>消費者庁と国民生活センターの一本化が円滑に実施されるかは不透明だが、身近な窓口として市の機関機能強化が必要である。【2-24-6-(1)】</p> <p>消費相談窓口の周知徹底に加え、多様なPR手段により事前に消費者の自覚を促す活動の強化が必要である。【2-24-6-(2)】</p>	
	消費者トラブルに対する予防と解決に向けた取り組みとして相談支援体制の充実や、事業者への指導をおこないます。	<p>ア．消費生活相談窓口の機能強化</p> <p>イ．事業者に対する指導の強化</p>	<p>消費者庁と国民生活センターの一本化が円滑に実施されるかは不透明だが、身近な窓口として市の機関機能強化が必要である。【2-24-6-(1)】</p> <p>不適正な取引行為禁止のため、業者の指導と橋渡し。【2-24-6-(4)】</p>	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(4) 外国人市民への支援	多言語による生活情報の提供など、外国人市民へのコミュニケーション支援をおこないます。	<p>ア．外国人に対する公的機関の支援の拡充</p> <p>イ．外国人と地域住民のコミュニケーションを円滑にするための支援の充実</p> <p>ウ．災害時対応や医療情報など、外国人に対する生活情報提供の拡充</p> <p>エ．医療通訳の支援体制の強化</p>	<p>年々増加する外国人に対する公的機関による支援を拡充する。【2-4-6-(1)】</p> <p>外国人市民と地域住民とが交流できる場づくりが十分でなく、言葉の壁もあるため、日本語学習支援者の育成など、支援体制の充実をはかる。【2-4-6-(2)】</p> <p>外国人市民の防災・災害に対する知識を学ぶ機会を増やすことが必要である。【2-4-6-(4)】</p> <p>日頃からの外国人市民の所在の把握と災害時の外国人市民への的確な情報伝達をおこなうしくみづくりが必要である。【2-4-6-(5)】</p> <p>広域に語学ボランティアを派遣しあえるしくみづくりが必要である。【2-4-6-(7)】</p> <p>外国人市民の精神的な負担を減らす必要がある。【2-18-6-(4)】</p> <p>医療通訳ボランティアを増やしていく必要がある(人数・レベルなど)。【2-18-6-(5)】</p> <p>市内の医療機関と連携した医療通訳派遣システムを整備する必要がある。【2-18-6-(6)】</p> <p>外国人市民の日本の保険制度や医療の受け方などへの理解を深めてもらう必要がある。【2-18-6-(7)】</p>	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	外国人市民の就労や子育て・学習支援など、日常生活にかかわる相談等の支援をおこないます。	<p>ア．外国人に対する公的機関の支援の拡充</p> <p>イ．外国人の児童・生徒に対する学習支援の強化</p> <p>ウ．災害時対応や医療情報など、外国人に対する生活情報提供の拡充</p> <p>エ．相談機関のネットワーク化</p> <p>オ．外国人に対する就業支援の強化</p>	<p>年々増加する外国人に対する公的機関による支援を拡充する。【2-4-6-(1)】</p> <p>学校教育の現場での外国人児童・生徒への日本語・教科学習の支援体制の充実をはかるとともに、支援をおこなっている民間組織との連携を強化する。【2-4-6-(3)】</p> <p>外国人市民の防災・災害に対する知識を学ぶ機会を増やすことが必要である。【2-4-6-(4)】</p> <p>日頃からの外国人市民の所在の把握と災害時の外国人市民への的確な情報伝達をおこなうしくみづくりが必要である。【2-4-6-(5)】</p> <p>広域に語学ボランティアを派遣しあえるしくみづくりが必要である。【2-4-6-(7)】</p> <p>点在する相談機関を効率的につなぐしくみが必要である。【2-14-6-(3)】</p> <p>ハローワークと連携して就業支援をおこなう必要がある。【2-18-6-(1)】</p> <p>社会保険の加入促進などの企業に対する啓発などの環境整備をしていく必要がある。【2-18-6-(2)】</p> <p>外国人市民の日本での就労に対する知識を深めてもらう必要がある。【2-18-6-(3)】</p> <p>外国人市民の精神的な負担を減らす必要がある。【2-18-6-(4)】</p> <p>市内の医療機関と連携した医療通訳派遣システムを整備する必要がある。【2-18-6-(6)】</p> <p>外国人市民の日本の保険制度や医療の受け方などへの理解を深めてもらう必要がある。【2-18-6-(7)】</p>	
	外国人市民と地域の人々がつながりを持ち、お互いに理解しあえるための支援をおこないます。	<p>ア．外国人に対する公的機関の支援の拡充</p> <p>イ．外国人と地域住民のコミュニケーションを円滑にするための支援の充実</p>	<p>年々増加する外国人に対する公的機関による支援を拡充する。【2-4-6-(1)】</p> <p>外国人市民と地域住民とが交流できる場づくりが十分でなく、言葉の壁もあるため、日本語学習支援者の育成など、支援体制の充実をはかる。【2-4-6-(2)】</p>	

施策番号

施策名

10

人とひととが支えあう地域福祉の推進

現状

核家族化や価値観の多様化などにより、家庭や地域において相互に支え合う機能が弱まり、社会的なつながりも希薄になっています。一方で、高齢者のみの世帯が増加しており、買い物支援や見守りなどの新たなニーズが発生しています。そのため、よりきめの細かい対応ができるよう、地域で支えあう地域福祉の推進が求められています。

地域でいきいきと安心して暮らしていくために、“顔の見える関係で支えあうこと”の大切さが見直されています。

地域福祉を広げていくためには、幅広い世代の交流や、学生や留学生が地域と交流できる機会の提供が望まれています。

地域福祉の担い手として、民生・児童委員が活躍しています。平成16年に396人だった定員を平成22年に445人に増員しました。

これからの地域福祉の推進のためには民生・児童委員だけでなく、より多くの市民が地域福祉の担い手として活動することが大切です。

本市では、高齢者の78%が自分は健康であると思っており、高齢者は主観的な健康感が高く普段から人とのかかわり合いがある人ほど生きがいを感じている傾向が見られます。

高齢者がさまざまな分野に生きがいをもって社会参加し活躍できる環境づくりが求められています。

[次ページへ](#)

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】 地域の幅広い世代のさまざまな人々が交流し、人とひととのつながりが育かれています。地域で支えあう地域福祉が浸透し、高齢者をはじめとした誰もが社会の一員としていきいきと安心して暮らしています。</p>	<p>地域にいるさまざまな市民が地域活動やボランティア活動などに積極的に参加することで、人とひととの交流が盛んになり、「つながり」が育まれる姿が提案されています。</p> <p>「自助・共助・公助」に基づく地域福祉の考え方が地域に浸透することで、誰もが福祉サービスの担い手になり地域の課題に主体的に取り組むことで、地域に住む人々がいきいきと安心して暮らしている姿が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-2-5 (1) どんな状況になっても住み慣れたこのまちで住み続けられる「人とひととのささえあい」がある社会</p> <p>2-3-5 (1) 地域のつながりと、誰でも容易に利用できる相談の場がある</p> <p>2-5-5 (2) 大学生と地域の連携強化</p> <p>(3) 大学生・留学生のボランティア活動支援の構築</p> <p>(4) <u>学生・留学生の地域参加・連携強化</u></p> <p>2-6-5 <u>現役世代の人々が地域活動に参加できる環境と人とのつながりを実感できる社会</u></p> <p>2-7-5 (1) <u>単身世帯の人と地域の人との交流機会の増加</u></p> <p>(2) 孤立感を感じることなく「地域住民」としてつながりを持って生活できる社会</p> <p>2-14-5 (3) 人が集う場への総合相談機関の設置</p> <p>(4) 福祉サービス施設の近くで総合相談が受けられる</p> <p>2-15-5 (1) 他市と共通のボランティア制度による広範なボランティア活動の促進</p> <p>(4) ボランティア活動を通じた人とひととの交流促進</p> <p>2-20-5 (5) <u>いくつになっても活動・活躍の場がある社会</u></p> <p>4-1-5 (4) <u>若い世代と高齢者の世代間交流がおこなわれる社会</u></p> <p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-2-5 (2) 様々な活動主体による支援・サービスが迅速に提供される環境</p> <p>(3) コーディネーター配置によりサービスが迅速に提供される環境</p> <p>(4) 援助を必要としている人に手を差しのべるコミュニティの実現</p> <p>2-5-5 (1) <u>研究機関と自治会の連携による地域課題の解決</u></p> <p>2-12-5 (2) <u>高齢者や障害者自身が主体となり、自らの望む生活を地域とつくりあげる姿勢の醸成</u></p> <p>2-14-5 (5) 訪問相談の実施</p> <p>2-15-5 (2) ボランティア活動を通じた心身の健康増進の実現</p> <p>(3) ボランティア活動による<u>地域の課題解決</u></p> <p>(5) 共助意識の浸透による災害ボランティアへの期待</p> <p>2-16-5 (1) <u>高齢者や障害者の働く意欲が成就し、労働力を提供できる社会</u></p> <p>(2) <u>高齢者や障害者が生きがいを感じて就業できる社会</u></p> <p>2-19-5 (1) <u>自分たちで問題解決できる家庭・地域の増加</u></p> <p>(2) <u>暮している場所で誰もが生きがいをもっている社会</u></p> <p>2-24-5 (5) <u>過疎化地域でも買い物ができる環境</u></p> <p>2-25-5 (2) 「自助・共助・公助」の精神を育む社会の実現</p>	<p>親・子・孫が、プライバシーの確保と助け合いの両立ができる住居に暮らしている。【2-19-5-(3)】 家族内を含め、地域での支え合いが浸透し、誰もがいきいきと暮らしているという目指す姿は一致しているが、具体的な住居という文言の反映はない。</p>
	<p><u>地域の幅広い世代のさまざまな人々が交流し、人とひととのつながりが育かれています。...</u></p> <p><u>地域で支え合う地域福祉が浸透し、高齢者をはじめとした誰もが社会の一員としていきいきと安心して暮らしています。...</u></p>			

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり	子どもから高齢者までの幅広い世代のさまざまな人々が地域で交流し、人とひととのつながりが小さなきっかけから大きく広がるよう、誰もが気軽に集える交流の場づくりや交流活動を支援します。	ア．現役世代の地域への関心・興味の向上 イ．気軽に地域の活動に参加できる体制・しくみの構築 ウ．単身世帯と地域のふれあいの場の拡充	日ごろ仕事に追われる人々に、地域への関心・興味をもってもらえるような機会の創出が必要。【2-6-6-(1)】 限られた時間・労力で気軽に地域の活動に参加できるような受け入れ体制・しくみが必要【2-6-6-(2)】 単身世帯と地域社会のふれあう機会と場の拡大【2-7-6-(1)】	何でも相談しながら、一緒に暮らす家族の支援が必要である【2-19-6-(1)】 親・子・孫が仲良く暮らすためには世代間の生活リズム差を克服できる家が必要である。 「遠くの親戚よりも近くの他人」より「近くの他人より近くの家族」で助け合えるまちを奨励することも必要である 家族だけに特化した助け合いや三世帯同居の推進については直接の反映はないが、障害者や高齢者の介護家族への支援(施策11,12)や、家庭におけるワークライフバランスの推進(施策08,17)など家族が円満に過ごせるための支援を随所に盛り込んでいる
	地域で支えあう地域福祉の大切さを社会に浸透させるため、普及・啓発をおこないます。	ア．日常の支え合いからボランティア意識の醸成の強化	日頃からボランティア意識を段階的に醸成していく必要がある。【2-15-6-(6)】	
	学生や留学生をはじめとした幅広い世代の人々が気軽に地域で支えあう活動に携われるよう、町会・自治会等による地域活動や福祉に関する情報を提供します。	ア．誰にでも、必要とする情報を入手できる環境や拠点の整備 イ．情報や人をコーディネートする人材の育成 ウ．研究機関や大学生との連携強化	情報ネットワークが分野ごとに分断されておらず、誰にでも利用できる形で集約されていることが必要である。【2-3-6-(1)】 幅広い情報をワンストップで提供する拠点が整備されていることが必要である。【2-3-6-(2)】 情報を横断的に提供したり、人とひと、人と機会を結びつける窓口となる人材(キーパーソン)が必要である。【2-3-6-(3)】 大学の研究機関などと地域が連携して解決をはかっていくための橋渡しとしての役割を行政機関などが担う。【2-5-6-(1)】 既にある組織をいかして、学生の参加を呼びかける。【2-5-6-(3)】	
(2) 地域で支えあう人材の育成・支援	地域で支えあう活動の核となるコーディネーターや地域福祉の担い手を育成します。	ア．相談を担う機関や人材の拡充	相談機関の担い手を行政の他に各事業者や地域から確保する必要がある。【2-14-6-(1)】 民生・児童委員をはじめとする地域の相談役をさらに増やす必要がある。【2-14-6-(2)】	
	地域で支えあう活動がより住民に理解され、地域福祉の担い手に過重な負担とならずに、活動が継続できるよう支援します。	ア．相談を担う人材の拡充	民生・児童委員をはじめとする地域の相談役をさらに増やす必要がある。【2-14-6-(2)】	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(3) 地域で支えあうしくみの充実	高齢者をはじめとしたあらゆる人々が <u>生きがいをもって社会参加し</u> 、地域において人とひととが支え合う地域福祉のしくみを構築します。	ア. 地域における「支えあい」のしくみの構築 イ. 学生・留学生と地域が連携するしくみの構築 ウ. 単身者を地域で支えるしくみの構築	核家族化・無縁家族・孤族の増加に対応できる「人とひととの支えあい」のしくみの創設。【2-2-6-(1)】 「町会・自治会と共助活動での支えあい」のしくみづくり。【2-2-6-(3)】 どのような形で学生が地域と連携できるか、その組織づくりをどのようにしておこなうか、システムを構築する。特に留学生の統一した組織の設立が必要である。【2-5-6-(2)】 単身者が伸ばした手を受け止めることができる地域側のしくみの構築。【2-7-6-(2)】 単身者を受け入れるための地域の町会・自治会の体制の明確化。【2-7-6-(3)】	移動車販売の確保も必要である。【2-24-6-(5)】 移動車販売による買い物支援は産業のシート41 商業の振興で反映。ここでは買い物支援も含んだ地域での支え合いという視点で反映
	高齢者が長年培ってきた知識・経験を生かしながら活躍でき、生きがいをもって生活できるよう支援します。	ア. 若者の就業を阻害しないかたちでの、高齢者や障害者の就業支援 イ. 高齢社会に向けた生きがいを持てる場の <u>拡充</u>	就職難の現在、若者の就職でさえ困難であるのに、高齢者や障害者がそれぞれ希望する形にあわせて就業するのは難しいため、高齢者や障害者と若者の就業条件の区別を明確にし、若者の就職を阻害しないように、両者の就業形態のすみわけをはかる必要がある。【2-16-6-(1)】 事業者が高齢者や障害者を採用しやすくするしくみづくりが必要である。【2-16-6-(2)】 加速する高齢化に向け健康感を維持向上させる場や人材が必要である。【2-20-6-(5)】	事業者が高齢者や障害者を採用しやすくするしくみづくりが必要。【2-16-6-(2)】 事業者へ高齢者の採用について働きかけをおこなうなどの直接的な施策の展開はシート38の雇用・就労支援に記載
	民生・児童委員、ボランティア、NPO、事業者などのさまざまな地域福祉の担い手が連携しやすい環境を整えます。			
	地域におけるさまざまな地域福祉のニーズに応えるため、支援を必要とする人と支援できる人とをつなげます。	ア. ボランティアの担い手と受け手のコーディネート機能の強化	ボランティアを必要とする側と、ボランティアをしたい側のマッチング強化が必要である。【2-15-6-(5)】	
	学生や外国人も含めたあらゆる世代の人々が、地域で支えあう活動に参加できるよう <u>地域のボランティア活動を推進</u> します。	ア. <u>ボランティアポイント制度の充実</u> と近隣自治体の共通化 イ. 福祉施設や医療機関等におけるボランティア受け入れ態勢の強化	ボランティアポイント制度の近隣地域共通化が必要である。【2-15-6-(1)】 ボランティアポイント制度共通化の前段として現状の八王子市の制度自体のさらなる充実が必要である。【2-15-6-(2)】 高齢者に限定された介護予防や健康維持が目的の現行のボランティアポイント制度を見直す必要がある。【2-15-6-(3)】 より多くの施設や医療機関などでのボランティア受け入れ態勢の強化をはかる必要がある。【2-15-6-(4)】	

現状

障害児の成長段階に応じたさまざまな支援がありますが、連携が十分ではありません。
 障害者の状況に応じた相談先が分かりづらいことから、身近で相談でき適切な助言が受けられる環境が必要です。
 市では平成 24 年(2012 年)に障害者への差別禁止を明文化した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。また、国においてはそれに先駆けて、平成 23 年(2011 年)に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を制定しています。
 障害者が病院や施設での生活から、地域で暮らし続けていくためには、一人ひとり異なる障害への理解や生活の状況に合わせた適切な支援が求められています。
 障害者が社会の一員としていきいきと暮らしていくためには、適性や能力に応じた就労機会の確保や学習・交流活動への参加を促進することが必要です。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民と障害者がともに支えあいながら住み慣れた地域でいきいきと暮らしています。	! 障害者やその家族が、必要とする福祉サービスを適切に利用でき、地域全体で暮らしを支える体制が提案されています。 障害者が住み慣れた地域で、いきいきと生活を送り続けるため、社会の一員として、そのもてる力を社会に提供している姿が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨) 2-12-5 (2) 高齢者や障害者自身が主体となり、自らの望む生活を地域とつくりあげる姿勢の醸成 (3) 自助の動きに対する的確な行政の支援 2-14-5 (4) 福祉サービス施設近くで総合相談が受けられる (5) 訪問相談の実施	
	<u>障害者とその家族を支援する体制が充実し、...</u> <u>地域住民と障害者がともに支えあいながら住み慣れた地域でいきいきと暮らしています。...</u>		に該当する素案箇所(要旨) 2-12-5 (1) どのような状態になっても <u>住み慣れた場所で暮らし続けられる社会</u> 2-16-5 (1) 高齢者や障害者の働く意欲が成就し、労働力を提供できる社会 (2) 高齢者や障害者が <u>生きがいを感じて就業できる社会</u> (3) 事業者の積極的な高齢者や障害者の雇用	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 自立支援の充実	障害者が社会の一員として、安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実します。	ア．障害者が住み慣れた地域で家族と暮らし続けるための支援の充実 イ．相談機関のネットワーク化	高齢者や障害者が地域の中で家族と暮らし続けていくためのさらなる工夫が必要である。【2-12-6-(1)】 点在する相談機関を効率的につなぐしくみが必要である。【2-14-6-(3)】	
	さまざまな機関の連携により、障害児の成長段階に応じた継続的な支援ができる体制を整えます。	ア．障害者が住み慣れた地域で家族と暮らし続けるための支援の充実	高齢者や障害者が地域の中で家族と暮らし続けていくためのさらなる工夫が必要である。【2-12-6-(1)】	
	障害者の地域における自立生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行います。	ア．障害者が住み慣れた地域で家族と暮らし続けるための支援 イ．障害者の地域生活移行・継続に向けた支援の充実 ウ．障害者施設を設置する際の手続きの簡易化	高齢者や障害者が地域の中で家族と暮らし続けていくためのさらなる工夫が必要である。【2-12-6-(1)】 入所施設での生活を余儀なくされる人の地域移行を進め、地域で暮らす人が家族の支援が無くなっても、地域で暮らし続けられるようにする必要がある。【2-12-6-(3)】 障害者に対する偏見や、グループホーム建設時の周辺住民の反対や建築確認などの手続きの難しさを解消していく必要がある。【2-12-6-(5)】	
	障害者地域自立支援協議会などを通じて、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野が連携し、障害者とその家族を支援する体制の充実をはかります。	ア．家族と一緒に暮らせない障害者への対応強化	一方、重度障害や家庭事情のため家族と一緒に暮らせない場合の選択肢も確保される必要がある。【2-12-6-(2)】	
	「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を広く周知し、障害への理解を深めていくための取組みをすすめます。併せて、障害者の虐待防止への取組みをすすめます。	ア．障害者に対する偏見の解消	障害者に対する偏見や、グループホーム建設時の周辺住民の反対や建築確認などの手続きの難しさを解消していく必要がある。【2-12-6-(5)】	
	障害者が健常者とともに地域活動に参加できる環境づくりをすすめます。			
(2) 社会参加の促進	関連機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大と就労の定着に向けた取組みをおこないます。	ア．若者の就業を阻害しないかたちでの、障害者の就業支援 イ．障害者を採用しやすいしくみの構築	就職難の現在、若者の就職でさえ困難であるのに、高齢者や障害者がそれぞれ希望する形にあわせて就業するのは難しいため、高齢者や障害者と若者の就業条件の区別を明確にし、若者の就職を阻害しないように、両者の就業形態のすみわけをはかる必要がある。【2-16-6-(1)】 事業者が高齢者や障害者を採用しやすくするしくみづくりが必要である。【2-16-6-(2)】	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	障害者の生涯学習・生涯スポーツの機会を促進するため、講座や講習についての情報提供をおこなうとともに、障害者の参加に配慮したしくみづくりをすすめます。			

現状

平成 22 年（2010 年）の国勢調査における八王子市の高齢化率は 20.8%となっており、10 年前と比べ 6.9 ポイント上昇しています。また、一人暮らし高齢者の世帯は 20,123 世帯となっており、10 年前と比べ倍増しています。介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成 18 年度には 16,574 人でしたが、平成 23 年度には 20,076 人となっており、3,502 人（21.1%）増加しています。在宅介護や公的サービスの利用についての相談など、高齢者の地域での生活を支援するため、平成 18 年度から地域包括支援センターを設置してきました。全国的に、老老介護などによる家族や介護者の過重負担や、近くに援助者がおらず孤独死につながるなどの問題が増加しています。また、高齢者の虐待も問題となっています。高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、保健医療・福祉のさまざまな支援が切れ目なく提供される地域包括ケア体制の構築が求められています。多くの高齢者は適度な運動の実践や規則正しい生活をおくるなど健康の維持・増進に努力しています。今後も、要支援や要介護状態にならないための予防に向けた更なる意識改革が必要です。在宅での介護が困難な高齢者に対する施設サービスのニーズがある一方、市民の多くが在宅での生活を希望しています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め（「めざす姿」に包含する要素）	素案の内容（該当箇所）の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】 支援を必要とする高齢者とその家族が保健、医療、福祉などの関係機関の連携のもと、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けています。</p> <hr/> <p><u>支援を必要とする高齢者とその家族が保健、医療、福祉などの関係機関の連携のもと、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けています。...</u></p>	<p>支援を必要とする高齢者に対して、相談機関をはじめとする関連機関等による包括的なケア体制によるサービスが行き届いており、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-12-5 (1) どのような状態になっても住み慣れた場所で暮らし続けられる社会 (3) 自助の動きに対する的確な行政の支援</p> <p>2-14-5 (4) 福祉サービス施設の近くで総合相談が受けられる (5) 訪問相談の実施</p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 地域で自分らしく安心して暮らすための支援の充実	高齢者が健康に暮らせるよう関係機関と連携し、早い段階から介護予防の対策をすすめます。	ア．介護予防の大切さについての周知徹底 イ．高齢者の閉じこもり予防の推進	一人ひとりの介護予防への取組みが、自分らしい充実した老後の生活維持に結びつくことや、医療保険や介護保険などの社会保障制度の持続可能性にも寄与することをさらに周知する必要がある。【2-12-6-(4)】 閉じこもり及び閉じこもり予備群の高齢者の生活や健康状態を把握し外出できる環境や場づくりが必要である。【2-20-6-(4)】	
	高齢者が在宅介護や公的サービスなどについて、身近なところで相談できる地域包括支援センターなどの相談機能や情報提供の拡充を図ります。	ア．高齢者が住み慣れた地域で家族と暮らし続けるための支援の充実 イ．相談機関のネットワーク化	高齢者や障害者が地域の中で家族と暮らし続けていくためのさらなる工夫が必要である。【2-12-6-(1)】 点在する相談機関を効率的につなぐしくみが必要である。【2-14-6-(3)】	
	高齢者が自分らしく生活できるよう、高齢者の虐待防止と養護者に対する支援等を推進します。			
(2) 在宅・施設サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターを拠点として介護や医療などのさまざまなサービスが提供できる地域包括ケア体制を構築します。	ア．地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築 イ．高齢者の在宅生活移行・継続に向けた支援の充実	地域包括支援センターを中核とした、さまざまなサービスが迅速に提供されるしくみづくり。【2-2-6-(2)】 入所施設での生活を余儀なくされる人の地域移行を進め、地域で暮らす人が家族の支援が無くなっても、地域で暮らし続けられるようにする必要がある。【2-12-6-(3)】	
	介護する家族のための相談機能や介護者同士の交流の機会を充実します。			
	在宅サービスの関係団体や事業者等と連携し、介護保険以外の生活自立支援サービスの充実を図ります。			
	特別養護老人ホームなどの介護保険関連施設について適正な配置を図ります。	ア．家族と一緒に暮らせない高齢者への対応強化	一方、重度障害や家庭事情のため家族と一緒に暮らせない場合の選択肢も確保される必要がある。【2-12-6-(2)】	

社会保障制度の適正な運用

現状

介護保険や国民健康保険などの保険事業においては、高齢化などの影響により給付費が増大し、市財政への負担が大きくなっています。
 国民健康保険については、収入が増えないために、厳しい事業運営を強いられています。保険事業の安定した運営のためには、給付と負担のバランスを確保した健全な事業運営が求められています。
 社会保障制度については、度重なる制度改正などにより複雑化しており、利用者にとって分かりにくくなっています。
 景気の低迷などにより、生活保護の受給世帯が増加しています。特に働くことが可能であるにもかかわらず、失業等により生活保護を受給している世帯の増加率が高く、就労支援など、自立支援の対策が求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 社会保障制度が理解され、健全に運営されることにより、市民が安心して暮らしています。	市民一人ひとりが、社会保障制度に対する理解を深め、適切な利用を心がけることにより、給付の適正化がおこなわれ制度の持続可能な運用が実現している社会が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	2-22-5 (5) 高齢者の医療負担に対する <u>理解の浸透</u> 2-25-5 (3) 生活支援にかかる制度に対し <u>市民一人ひとりの理解が浸透することによる制度の持続的な運用の実現</u>			
	<u>社会保障制度が理解され、健全に運営されることにより、市民が安心して暮らしています。...</u>			

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 介護保険	事業者に対し、適切な介護サービスの提供を指導するなど、 <u>健全な事業運営の確立と制度の啓発</u> に努めます。	ア．生活支援制度に関する啓発の強化	市は「生活支援に係る制度（国民健康保険、介護保険など）は市民全体で支えよう。」との <u>啓蒙活動</u> を推進する必要がある。【2-25-6-(2)】	
(2) 高齢者の医療制度	国の制度の動向を見据えながら、高齢者の医療制度の健全な事業運営の確立と <u>制度の啓発</u> に努めます。	ア．高齢者医療の理解の浸透	高齢者医療のあり方について <u>市民の納得</u> を得られる方策を検討する。【2-22-6-(4)】	
(3) 国民健康保険	財源の確保や収入率の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進など、医療保険全般にわたる <u>啓発活動</u> を推進し、 <u>健全な事業運営の確立</u> に努めます。	ア．生活支援制度に関する啓発の強化 イ．疾病予防と社会保障制度の関係に関する啓発の強化	市は「生活支援に係る制度（国民健康保険、介護保険など）は市民全体で支えよう。」との <u>啓蒙活動</u> を推進する必要がある。【2-25-6-(2)】 市は病気の発症を健診・検診によって防止すれば社会保険医療費、医療補助など膨大な出費が削減できることを認識し、広く市民に <u>啓発</u> する必要がある。【2-21-6-(3)】	
(4) 国民年金	国民年金制度の円滑な運営のため、国の事業運営に対し協力・連携を図り、 <u>制度の啓発</u> に努めます。	ア．生活支援制度に関する啓発の強化	市は「生活支援に係る制度（国民健康保険、介護保険など）は市民全体で支えよう。」との <u>啓蒙活動</u> を推進する必要がある。【2-25-6-(2)】	
(5) 生活保護	生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な運用を図ります。			
	被保護世帯・被保護者が、生活を再構築するための経済的・社会的自立を支援をします。			
	被保護世帯の子どもの健全育成のために学習支援や進路相談などを行います。			

現状

食生活やライフスタイルが多様化し、生活習慣病などが全国的に増加する中で、本市では85%以上の市民が健康の維持・増進を心がけているなど、自らの健康は自分で守るという意識が高いことが伺えます。
市民一人ひとりが自ら健康づくりをしていけるよう、健康に関する正しい知識の啓発と継続した健康づくりへの取組みが求められています。
 ライフステージに応じた食育や生活習慣病の予防などの普及啓発と、子どものころから健康について学ぶ機会を充実していくことが必要です。
健康の維持や、疾病の重症化を防ぐためには、健診・検診を受診し、疾病予防・早期発見に努めることが重要です。しかし、受診率は低く、特定健診等が46%、がん検診等は受診者が多いものでも約18%となっています。
 健康や育児について身近な人に相談できないために、育児不安やストレスを抱える妊産婦が増えており、母子保健による産前産後のケアの充実が求められています。また、発達障害等の早期対応のためには、3歳児健診以降の子どもの発達をフォローする機会も求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>健康であることの大切さを誰もが認識し、子どものころから生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組み、健康で安心な生活を送っています。</p>	<p>！子どもの頃から健康教育が行われ、健康であることの重要性を認識することにより、自主的な運動や健康に関する学習が行われ、市民が健康に暮らしている姿が提案されています。</p> <p>健診・検診を受ける機会や結果に対するフォロー体制、健康相談体制が充実することで市民が健康な生活を送っている姿が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-20-5 (1) 啓発や運動など健康増進の機会が増えることによる市民の健康の上昇</p> <p>(2) 学校における健康教育の推進</p> <p>(4) <u>自発的に健康増進に取り組む環境整備</u>による、肥満や生活習慣病患者の減少</p>	
	<p><u>健康であることの大切さを誰もが認識し、子どものころから生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組み、...</u></p> <p><u>健康で安心な生活を送っています。...</u></p>		<p>2-21-5 (3) <u>子どものころからの健康教育の推進</u></p> <p>(5) 高い健康意識と医療費に対する理解の醸成</p> <p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-20-5 (3) 健康についての学習機会や相談窓口の充実と保健師との顔の見える関係の構築</p> <p>2-21-5 (1) 発達障害の早期発見と適切な支援の提供</p> <p>(2) 健診・検診の受診機会の充実による疾病発症率の低下</p> <p>(4) 健診結果についての説明会や仲間と話し合える場の設置</p> <p>2-22-5 (1) 保健師の各地区配置と健康相談機能の充実</p> <p>(3) 小児の健康相談窓口の設置</p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 健康づくりの推進	市民・各種団体との連携により、健康についての正しい知識を学ぶ機会の充実や、スポーツ・レクリエーションへの参加を促すなど、 <u>健康づくりに向けた活動の機会</u> を充実します。	ア．子どものころからの健康教育の推進 イ．健康づくりをサポートする人材の確保	<u>子どもの時から健康意識を高める必要がある。</u> 【2-20-6-(1)】 加速する高齢化に向け健康感を維持・向上させる場や人材が必要がある。【2-20-6-(5)】	
	健康づくりを推進する <u>人材の育成</u> に努めます。	ア．市民の健康管理を行う人材の確保	市民の健康管理にかかわる <u>人材</u> が少なくそれを確保する必要がある。【2-20-6-(2)】	
	専門知識を有する <u>保健師など</u> による健康に対する相談体制を確立します。	ア．地域に密着した相談窓口の設置	市の広域性に対応した相談窓口を充実させる必要がある。【2-20-6-(3)】	保健師を大幅に増員する。【2-22-6-(3)】 人員増の具体的表現は無いが、「保健師などによる健康に対する相談体制を確立します」で保健師増員を含めた保健師の活用について表現している。
	望ましい食生活や食に関する知識の普及・啓発、情報提供などの充実を図り、 <u>食育</u> を推進します。			
	健康の増進を図るため、幅広い年齢層を支援できる保健と福祉の推進拠点を整備します。			
(2) 疾病予防対策の推進	健診・検診の有効性や日常生活習慣と疾病とのかかわりなどを啓発します。	ア．健診・検診を受診することの意義の啓発 イ．疾病予防についての啓発	市民の健康維持への努力と健診・検診が関連することを周知する必要がある。 <u>健診・検診は社会人としての義務</u> であることを周知。【2-21-6-(2)】 <u>市は病気の発症を健診・検診によって防止すれば社会保険医療費、医療補助など膨大な出費が削減できることを認識し、</u> 広く市民に啓発する必要がある。【2-21-6-(3)】	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	疾病予防や重症化しないための <u>健診・検診</u> による健康管理を促進します。	ア．発達障害の早期発見に向けた体制の強化 イ．健診・検診を受診することの意義の啓発 ウ．疾病予防についての啓発 エ．健診・検診を受診するにあたっての利便性を高めるための関係機関の連携強化	新たに五歳児検診を導入する体制づくりや市民の理解が必要である。 【2-21-6-(1)】 市民の健康維持への努力と健診・検診が関連することを周知する必要がある。健診・検診は社会人としての義務であることを周知。【2-21-6-(2)】 市は病気の発症を健診・検診によって防止すれば社会保険医療費、医療補助など膨大な出費が削減できることを認識し、広く市民に啓発する必要がある。 【2-21-6-(3)】 市と八王子市医師会が市民の健康増進や利用しやすさを考えて、健診・検診センター設立に向けて、健診を委託されている病院・診療所の合意を得て、協力を仰げるかが課題となる。【2-21-6-(4)】	
	<u>がん</u> による死亡率の減少に向け、正しい知識や予防につながる生活習慣の改善、検診などの必要性について啓発をすすめます。	ア．疾病予防についての啓発	市は病気の発症を健診・検診によって防止すれば社会保険医療費、医療補助など膨大な出費が削減できることを認識し、広く市民に啓発する必要がある。 【2-21-6-(3)】	
	市民の健康を守るため <u>予防接種</u> の効果について周知・啓発を行うとともに適切に実施します。			
(3) 母子保健の充実	<u>妊娠から</u> 子どもの就学前までの継続した支援や相談体制の充実を図ります。			
	<u>母子の健康</u> を守るため、行政、医療、関係機関等の連携を強化します。			
	<u>発達障害などの早期対応</u> により、適切な支援や早期療育につなげます。	ア．発達障害の早期発見に向けた体制の強化	新たに5歳児検診を導入する体制づくりや市民への理解が必要である。 【2-21-6-(1)】	

現状

平成19年4月に保健所政令市へ移行し、食中毒や感染症の対策などが本市の事務となり、身近なところでより専門的な保健衛生サービスの提供が可能になりました。

HIV/エイズ、結核、新型インフルエンザなどさまざまな感染症への脅威が強まっています。

経済的な理由や、対人関係、健康の不安など様々な要因が複雑に絡み合い、うつ病などこころを病む人や、自殺者が増加しています。

難病への対策については、療養支援とともに難病患者の精神的な負担を軽減する対策が必要になっています。

保健所、保健センター、保健福祉センターが、それぞれの役割を十分に発揮できる体制をととのえる必要があります。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 地域に密着した保健サービスが提供され、専門性の高い保健対策や公衆衛生の向上が図られ誰もが安心して暮らしています。	がんや難病患者自身やその家族が話し合いや相談をし合う場が設置され、同じ悩みを共有することで精神的な負担が軽減されている姿が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	2-22-5 (6) がん、難病を語り合える場の設置			
	地域に密着した保健サービスが提供され、専門性の高い保健対策や公衆衛生の向上が図られ誰もが安心して暮らしています。...			

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 専門性の高い保健対策の推進	HIV/エイズの啓発及び検査相談や、結核等の感染症予防と早期発見・ <u>感染拡大防止のための対応を充実します。</u>			
	新型インフルエンザなど <u>感染症</u> による健康危機管理への迅速な対応を行います。			
	うつ病などの <u>精神保健</u> に関する対策や、自殺に関する対策をすすめます。			
	<u>難病などの患者・家族の交流を図るとともに、相談体制や支援を充実します。</u>	ア．がん・難病の患者やその家族が交流する機会の充実	<u>がん、難病を語り合える場がある。【2-22-5-(6)】</u>	
(2) 生活衛生の充実	<u>食品や医事、薬事について、市民の安全を確保し、健康被害を防ぐための規制や検査等を行うとともに各種相談・啓発をおこないます。</u>			
	理・美容所・旅館業・公衆浴場などに対する監視指導や、飲み水としている井戸水などに関する各種相談・啓発をおこなうことで、環境衛生の向上を図ります。			
	動物愛護思想と犬や猫などの正しい飼い方の啓発を推進します。			
(3) 保健行政の推進	保健所が中核的機能を担い、保健福祉センターを地域拠点として地域に密着した保健行政を推進するとともに、地域医療との連携を強化します。			

現状

初期医療を担うかかりつけ医や、高度医療を担う中核病院、救急医療を担う救急病院などが役割を分担し、地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮するために医療の連携を進めてきました。これにより、かかりつけ医を持つ市民の割合が81.3%となっています。

救急車の不適切な利用により緊急を要する傷病者への対応が遅れることもあります。そのため、救急車の適正利用についての啓発を行う必要があります。

家庭での介護力が低下している中で、介護や療養が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉などのサービスが一体的に提供できる支援体制が求められています。

退院後もリハビリを必要とする人の社会生活への早期復帰を実現するためには、入院中からの適切な引継ぎや医療と介護の連携による一貫したリハビリテーションの体制が必要です。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>医療や介護、リハビリの一貫した体制が整い医療への不安が解消され、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしています。</p>	<p>市民の受診マナーが守られることにより、夜間や救急医療を受けやすい環境が整っていると、市内に十分な医療体制、リハビリテーション体制が整うことにより、市民が医療やリハビリなどを一体的に受けられることのできる地域医療の体制が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-22-5 (2) 患者と医療者の受診マナーの共有化</p> <p>(4) 小児科医、産科医、救急医、麻酔科医の医療機関への十分な配置</p> <p>2-23-5 (1) 治験施設と介助機器の生産機能をもったリハビリ介助機器開発センターの設立</p> <p>4-1-5 (3) 地域の中で病院に不自由しない環境の実現</p>	
	<p><u>医療や介護、リハビリの一貫した体制が整い医療への不安が解消され、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしています。...</u></p>			

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 地域医療体制の充実	市民に必要な医療情報の提供や、医療相談の体制を整えます。	ア．相談窓口の利用方法の周知	相談窓口の利用方法を市民に伝達、周知する。【2-22-6-(2)】	
	がんなどの高度医療や、産婦人科、小児科など専門医療の充実を図ります。	ア．専門医の確保	現在行っている基幹病院への補助を拡大して八王子市内の医療機関に勤務する必要な医師（産婦人科、小児科、救急医、麻酔医）を確保するための補助金を予算化する。【2-22-6-(1)】	
	地域の医療機関の連携をすすめることにより、市民が地域で継続性のある医療が受けられる体制づくりを推進します。			
(2) 救急医療の充実	適切な救急医療の受診のために救急相談ダイヤル等の普及を図ります。			
	夜間・休日における適切な救急医療サービスを実現するために、各医療機関との連携体制を強化します。			
(3) 在宅介護体制との連携	在宅での介護・医療を希望する市民が自宅で適切なサービスを受けられるよう、在宅医療の充実を図るとともに医療と在宅介護体制との連携を促進します。			
	退院後の生活を支援するため、在宅復帰に向けたリハビリ体制などの充実を図ります。			2-23「四肢不自由者の支援及びリハビリ介助機器の開発」 国際的企業を営む参入に耐える企画を立てるための設立の準備として検討委員会を立ち上げる。【2-23-6-(1)】 大型プロジェクトに見合う予算並びに用地の確保のための国との折衝。【2-23-6-(2)】 八王子市のアクセス、用地、人口、研究機関の状況をアピールした企業誘致。【2-23-6-(3)】 リハビリの充実や新産業の育成という観点では本施策の「リハビリ体制などの充実」や施策番号40「新産業の創出」と一致するが、内容が個別具体的なものであるため、具体的な文言としての反映はない。